

# 運転免許センターでは 看護師による安全運転相談 を受付けています



運転免許センターでは、看護師が一定の病気等の安全運転相談や、タブレットを用いた認知症の簡易検査を行っています。

専門的知識を活かした相談対応や助言を行います。

一定の病気等とは、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある以下の病気及び症状をいいます

- 統合失調症
- てんかん
- 再発性の失神
- そううつ病
- 認知症
- 無自覚性の低血糖症
- 重度の眠気の状態を呈する睡眠障害
- アルコール、麻薬、あへん又は覚せい剤の中毒者
- その他自動車等の安全運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気（脳梗塞・心臓疾患等） など

※ 病気になったからといって、直ちに取消し、停止になるわけではありません。

※不在の場合もありますので、相談ご希望のときは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

東部地区運転免許センター  
0857-36-1122  
自動車運転免許試験場  
0858-25-6110  
西部地区運転免許センター  
0859-22-4607



一定の病気等で、自動車等の運転に不安のある方は  
窓口でご相談ください

鳥取県警察本部交通部運転免許課